平成２６年（フ）第１３１１号
東京都千代田区神田神保町１丁目８番地
破産者　有限会社印友社
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４２２号
東京都足立区千住大川町20―11
破産者　株式会社エーシーエス
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５６１号
千葉県松戸市松飛台50番地　防衛省元山宿舎７棟204号
破産者　浜谷賢一郎
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５号
長野県飯田市松尾町３丁目33番地
破産者　信州日報株式会社
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１２７号
滋賀県彦根市河原２丁目８番６号
破産者　有限会社金亀
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３８１２号
大阪府豊中市浜２丁目20番22号
破産者　株式会社エフエーテクノス
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４０３号
大阪市北区堂島１丁目３番８号　堂島リンデンビルＢ１
破産者　株式会社雅Ｈｉｓｔｏｒｙ
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４４６号
大阪市北区西天満３丁目６番35号、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区下山手通３丁目２番15号
破産者　株式会社ガチンコサロン
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４８８号
大阪府豊中市利倉東２丁目17番５号
破産者　富久株式会社
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５２８号
大阪市北区東天満１丁目６番12号
破産者　株式会社エクシード
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５５９号
大阪府門真市岸和田２丁目13番１号
破産者　株式会社フリーダム
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５０号
大阪府富田林市寺池台５丁目１番13号
破産者　株式会社アルム
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０１６号
大阪市港区弁天５丁目11番12号
破産者　丹羽工業株式会社
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２９５号
群馬県前橋市広瀬町２丁目６番地１
破産者　株式会社ユーシーホーム
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０６２号
東京都八王子市南大沢２丁目213番地の５
破産者　株式会社ジェイシーロジコム
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０６３号
東京都八王子市南大沢２丁目213番地９パークハウス南大沢205号
破産者　細矢　孝行
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１７４４号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目２番１号横浜鶴見共同ビル202
破産者　有限会社松榮ワークス
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０１４号
横浜市中区伊勢佐木町２丁目11番４
破産者　株式会社ポラリス
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０５６号
横浜市港南区笹下３―12―15　ＹＫグレイス１階、商業登記簿上の本店所在地横浜市港南区上永谷５丁目７番32号
破産者　有限会社すしランド
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７５８号
大阪市淀川区西中島２丁目12番８―702号
破産者　ジャパンセキュリティシステム株式会社
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６４号
愛媛県四国中央市三島金子２丁目６番37号
破産者　森実商事株式会社
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部